

## 別府大学・別府大学短期大学部利益相反ポリシー

令和2年4月1日制定

別府大学及び別府大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育と学術研究という基本的使命に加え、産学官連携ポリシーに基づき、研究成果を基にした社会貢献を積極的に推進する。

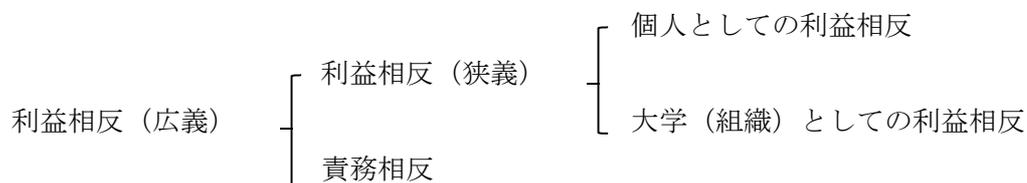
一方、本学の職員が学外の団体や企業と連携して社会貢献を行う場合には、その活動や成果に関して個人的利益と、公共の利益や大学の利益とのかかわりが深くなる。本学が、組織としての社会的信頼を得て、職員の産学官連携活動を推進するためには、当該活動に伴う個人的利益が、職員としての本来の責務や公共の利益を損なうことのないよう、利益相反を的確にマネジメントする必要がある。

本学の教職員等が安心して産学官連携に取り組める環境づくりの一環として、本学の利益相反に対する基本的な考え方と管理運営の方針をポリシーとして策定するものである。

### 1. 本学における利益相反ポリシーのカテゴリー

広義の利益相反は「狭義の利益相反」と「責務相反」で構成される。狭義の利益相反は「教職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、研究・教育という大学における責任が衝突・相反している状況」であり、責務相反は「教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態」である。狭義の利益相反には「個人としての利益相反」と「大学（組織）としての利益相反」がある。個人としての利益相反は「教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反」であり、「大学（組織）としての利益相反」は大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反」である。

（参考図）



狭義の利益相反と責務相反はどちらも大学における責任の遂行が問題となる点は同じであるが、その要因が「企業等から得る利益」である場合には狭義の利益相反、「企業等に対して追う責任（責務）」である場合には責務相反と区別される。本ポリシーにおける利益相反は、特段の表記がないかぎり広義の利益相反をいう。

## 2. 利益相反に対する本学の基本姿勢

本学は、教職員が各自の適切な判断のもと行う産学官連携活動等の社会貢献活動から生じうる利益相反の状況を把握し、これら活動を支援しながら適切に対処することにより、大学の社会的信頼を維持するとともに、教職員が安心して産学官連携活動等に取り組める環境を整備する。

これを実現するため、本学は教職員からの申告により産学官連携活動等に関する情報の開示を受ける。その結果、対外的に疑義をもたれる虞があるものについて利益相反回避のために必要な措置を取ることを助言・指導等することがある。また、本学の利益相反への対処に基づく教職員の産学官連携活動等に対して社会から説明を求められた場合には、本学がその求めに積極的に応じていく。

## 3. 利益相反を防止するための体制

### (1) 利益相反マネジメント委員会

利益相反に関する事項の審議などを行うため、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は法令、本学の諸規程、本ポリシー等に基づき、利益相反行為についての審査を行うとともに、利益相反に関する自己申告及びその手続き、その他利益相反に関する事項の審議を行う。

### (2) 利益相反アドバイザー

教職員および委員会等に専門的見地からアドバイスを行うため、利益相反アドバイザーを若干名配置し、学内外の利益相反の専門家をもって充てる。

### (3) 情報開示

本学は、利益相反に関する情報を個人情報の保護にも配慮しつつ必要な範囲で公表することにより、社会に対し説明責任を果たす。

## 4. その他

社会の変動や本学を取り巻く環境の変化等に応じて、本ポリシーの見直しを行うものとする。

### (参考)

平成22年6月23日理事長裁定の「学校法人別府大学利益相反ポリシー」を廃止する